

新	旧	備 考
<p>第9部</p> <p>木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルト その他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物</p> <p>第44類</p> <p>木材及びその製品並びに木炭</p> <p>(省 略)</p> <p>号注</p> <p>1 第4403.41 号から第4403.49 号まで、第4407.24 号から第4407.29 号まで、第4408.31 号から第4408.39 号まで及び第4412.13 号から第4412.99 号までの各号において「熱帯産木材」とは、次の木材をいう。</p> <p>アビュラ、アカジョアフリカ、アフロルモシア、アコ、アラン、アンジローバ、アニングレ、アボジラ、アゾベ、バラウ、バルサ、ボッセクレイア、ボッセフオンセ、カチボ、セドロ、ダベーマ、ダークレッドメランチ、ジベツ、ドウシェ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロンバ、インブイア、イペ、イロコ、ジャボティ、ジェルトン、ジェキティバ、ジョンコン、カプール、ケンパス、クルイン、コシボ、コチベ、コト、ライトレッドメランチ、リンバ、ロウロ、マカンドゥバ、マホガニー、マコレ、<u>マンディオケイラ</u>、マンソニア、メンクラン、メランチバカウ、メラワン、メルバウ、メルバウ、メルサワ、モアビ、ニアンゴン、ニヤトー、オベチエ、オクメ、オンザビリ、オレイ、オバンコル、オジゴ、パドック(かりん)、パレダオ、パリッサンドルグアテマラ、パリッサンドルレバラ、パリッサンドルリオ、パリッサンドルロゼ、<u>パウアマレロ</u>、パウマーフィム、プライ、ブナ、クアルバ、ラミン、サペリ、サキサキ、セブター、シポ、スクピラ、スレン、<u>タウアリ</u>、チーク、ティアマ、トラ、バイロラ、ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ</p> <p>(省 略)</p>	<p>第9部</p> <p>木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルト その他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物</p> <p>第44類</p> <p>木材及びその製品並びに木炭</p> <p>(省 略)</p> <p>号注</p> <p>1 第4403.41 号から第4403.49 号まで、第4407.24 号から第4407.29 号まで、第4408.31 号から第4408.39 号まで及び第4412.13 号から第4412.99 号までの各号において「熱帯産木材」とは、次の木材をいう。</p> <p>アビュラ、アカジョアフリカ、アフロルモシア、アコ、アラン、アンジローバ、アニングレ、アボジラ、アゾベ、バラウ、バルサ、ボッセクレイア、ボッセフオンセ、カチボ、セドロ、ダベーマ、ダークレッドメランチ、ジベツ、ドウシェ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロンバ、インブイア、イペ、イロコ、ジャボティ、ジェルトン、ジェキティバ、ジョンコン、カプール、ケンパス、クルイン、コシボ、コチベ、コト、ライトレッドメランチ、リンバ、ロウロ、マカンドゥバ、マホガニー、マコレ、マンソニア、メンクラン、メランチバカウ、メラワン、メルバウ、メルバウ、メルサワ、モアビ、ニアンゴン、ニヤトー、オベチエ、オクメ、オンザビリ、オレイ、オバンコル、オジゴ、パドック(かりん)、パレダオ、パリッサンドルグアテマラ、パリッサンドルレバラ、パリッサンドルリオ、パリッサンドルロゼ、パウマーフィム、プライ、ブナ、ラミン、サペリ、サキサキ、セブター、シポ、スクピラ、スレン、チーク、ティアマ、トラ、バイロラ、ホワイトラワン、ホワイトセラヤ、イエローメランチ</p> <p>(省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p>44.01 のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材（省略） この項には、次の物品を含む。 (A)～(C)（省略） (D) 木くずで材木として使用することができないもの：これらは、特にパルプ（紙の製造）用、パーティクルボード若しくは繊維板の製造用又は燃料用として使用される。このような木くずには、のこ盤又は平削り盤からの排出物、製造くず、割れ板、使用できない古クレート、樹皮及び削りくず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、建具職及び大工仕事から出るその他のくず並びに使用済みの染色用又はなめし用の木材又は樹皮を含む。<u>この項には、工事及び取り壊しの際に生ずる木くずで、材木として使用することが出来ないものも含む。しかしながらそのように派生した木工製品で例えば、はり、厚板、ドアのように再利用に適するものはそれぞれ該当する項に属する。</u> （省略）</p>	<p>44.01 のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材（省略） この項には、次の物品を含む。 (A)～(C)（省略） (D) 木くずで材木として使用することができないもの：これらは、特にパルプ（紙の製造）用、パーティクルボード若しくは繊維板の製造用又は燃料用として使用される。このような木くずには、のこ盤又は平削り盤からの排出物、製造くず、割れ板、使用できない古クレート、樹皮及び削りくず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、建具職及び大工仕事から出るその他のくず並びに使用済みの染色用又はなめし用の木材又は樹皮を含む。 （新設） （省略）</p>	

新	旧	備 考
<p>44.07 木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） （省 略） 少数の例外を除き、この項には、長さを問わず厚さが6ミリメートルを超える木材のうち、木目に沿つてひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたすべてのものを含む。これらの木材には、ひいたはり、厚板、板子、板、木舞等並びにひいた木材製材と同質のものとみなされる物品で、チッピングマシンにより正確な寸法で得られ、ひいたものとは異なり後でかんながけを必要としない程の平滑面を有するものも含む。また、この項には、平削りし又は丸はぎ（ロータリーカット）した板並びに寄せ木床用のストリップ及びフリーズ（いずれかの縁、端又は面に沿つて連続的に加工を施したもの（44.09）を除く。）も含まれる。 （省 略） この項には、次の物品を含まない。 (a)～(c) （省 略） (d) 44.09 項のいずれかの縁、端又は面に沿つて連続的に加工を施した木材 (e)、(f) （省 略）</p>	<p>44.07 木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は<u>フィンガージョイント</u>したものであるかないかを問わない。） （省 略） 少数の例外を除き、この項には、長さを問わず厚さが6ミリメートルを超える木材のうち、木目に沿つてひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたすべてのものを含む。これらの木材には、ひいたはり、厚板、板子、板、木舞等並びにひいた木材製材と同質のものとみなされる物品で、チッピングマシンにより正確な寸法で得られ、ひいたものとは異なり後でかんながけを必要としない程の平滑面を有するものも含む。また、この項には、平削りし又は丸はぎ（ロータリーカット）した板並びに寄せ木床用のストリップ及びフリーズ（いずれかの縁又は面に沿つて連続的に加工を施したもの（44.09）を除く。）も含まれる。 （省 略） この項には、次の物品を含まない。 (a)～(c) （省 略） (d) 44.09 項のいずれかの縁又は面に沿つて連続的に加工を施した木材 (e)、(f) （省 略）</p>	

新	旧	備 考
<p>44.08 <u>化粧ぱり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが6ミリメートル以下の中のものに限るものとし、かんなかけし、やすりかけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかを問わない。）</u> （省略） 平削り法では、丸太（しばしば前処理として蒸煮又は煮沸したもの）は、丸太に対して水平方向又は垂直方向に切削運動するナイフによって切断される。一回の操作が終わるごとにナイフは相対的に元の位置に戻る。この変形として、丸太を固定したナイフに当てながら前進させる方法もあるが、これによると非常に薄いシートが得られる。 <u>化粧ぱり用単板は、伝統的な方法によつて作られる薄板の代用として、積層木材のブロックを平削りすることによつても得られる。</u> この項の板には、「はぎ合わせ」をしたもの（すなわち、合板その他これに類する積層板の製造用の大きな板を得るために板の縁と縁とをテープ、ステッチ又は接着剤でつなぎ合わせたもの）を含む。また、この項には、かんなかけし、やすりかけし又は縦継ぎ（例えば、フィンガージョイント。この類の総説参照）したものも含む。更に、合板用単板で、欠陥箇所（例えば、節穴）に紙、プラスチック又は板を張つて補強したものであつても、この項における当該物品の所属には影響されない。 キャビネットの製造に使用される美しい高級な木目の<u>化粧ぱり用の単板</u>は、ひき又は平削り加工によつて作られることが多い。 この項には、また、横断面がほぼ長方形で厚さが約3ミリメートルの花火、箱、がん具、模型等の製造に使用される短い木材を含む。 この項には、平削りし又は丸はぎした狭いトリップで、組物に使用し又はチップウッド製の折りかご、重箱等の製造に使用される種類のものを含まない（44.04）。 （削除） </p>	<p>44.08 <u>薄板及び合板用単板（はぎ合わせをしてあるかを問わない。）並びにその他の木材（縦にひき、平削りし又は丸はぎしたものに限る。）（厚さが6ミリメートル以下の中のものに限るものとし、かんなかけし、やすりかけし又はフィンガージョイントしたものであるかを問わない。）</u> （省略） 平削り法では、丸太（しばしば前処理として蒸煮又は煮沸したもの）は、丸太に対して水平方向又は垂直方向に切削運動するナイフによって切断される。一回の操作が終わるごとにナイフは相対的に元の位置に戻る。この変形として、丸太を固定したナイフに当てながら前進させる方法もあるが、これによると非常に薄いシートが得られる。 （新設） この項の板には、「はぎ合わせ」をしたもの（すなわち、合板その他これに類する積層板の製造用の大きな板を得るために板の縁と縁とをテープ、ステッチ又は接着剤でつなぎ合わせたもの）を含む。また、この項には、かんなかけし、やすりかけし又は縦継ぎ（例えば、フィンガージョイント。この類の総説参照）したものも含む。更に、合板用単板で、欠陥箇所（例えば、節穴）に紙、プラスチック又は板を張つて補強したものであつても、この項における当該物品の所属には影響されない。 キャビネットの製造に使用される美しい高級な木目の<u>薄板</u>は、ひき又は平削り加工によつて作られることが多い。 この項には、また、横断面がほぼ長方形で厚さが約3ミリメートルの花火、箱、がん具、模型等の製造に使用される短い木材を含む。 この項には、平削りし又は丸はぎした狭いトリップで、組物に使用し又はチップウッド製の折りかご、重箱等の製造に使用される種類のものを含まない（44.04）。 <u>この項には、また、積層木材を薄く切ることにより得られる木材の薄いシートであつて薄板に使用されるものを含まない（44.12）。</u> </p>	

新	旧	備考
<p>44.09 さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿つて連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立てないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） （省略） この項には、特に板、厚板等の形状の木材であつて、ひき又は角材にした後、組立てを容易にするため又は下記(4)に掲げる玉縁及び縁形を得るため、いずれかの縁、端又は面に沿つて連続的に加工したものを含む（かんながけ、やすりがけし又は縦継ぎ（例えば、フィンガージョイント。この類の総説参照）したものであるかないかを問わない。）連続的に加工を施した木材には、長さ又は幅の方向に常に一定の横断面を持つものと反復する意匠を浮彫りしたものを含む。 <u>さねはぎ加工を施した木材は、普通一方の縁又は端に溝が付けられ、もう一方の縁は中心線にそつて凸縁となつている板である。並べて組み立てるときは、一方の板の凸縁は他の板の溝にはめ込まれる。</u> <u>相欠きはぎした板は、一つ以上の縁又は端をステップ状に切つたものである。</u> <u>面取りした板は、一以上の角を、表面及び縁又は端に対してある角度を付けて除去したものである。</u> この項に含まれる木材で、その他の一般的なものとしては、次のものがある。 (1) 縁又は端を丸くした板 (2) V字継ぎした木材（すなわち、面取りされた縁又は端でさねはぎ加工を施したもの）及び中央V字継ぎした木材（すなわち、板の中央にV字状の溝があり、通常さねはぎ加工を施したもので、縁又は端が面取りされている場合もある。） (3) 玉縁継ぎした木材（すなわち、凸縁と縁の間に一本の単純な玉縁を作つてさねはぎ加工を施した木材）及び中央玉縁継ぎした木材（すなわち、面の中央線に一本の単純な玉縁を作つてさねはぎ加工を施した木材） (4) 玉縁及び縁形：手又は機械により種々の輪郭に成形が施されたストリップ材で、額縁、壁の装飾物、家具、ドア等の製造並びにその他の木工品及び建具などの製造に使用される。 （省略） （次葉へ）</p>	<p>44.09 さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁又は面に沿つて連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立てないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は<u>フィンガージョイントしたもの</u>であるかないかを問わない。） （省略） この項には、特に板、厚板等の形状の木材であつて、ひき又は角材にした後、組立てを容易にするため又は下記(4)に掲げる玉縁及び縁形を得るため、いずれかの縁又は面に沿つて連続的に加工したものを含む（かんながけ、やすりがけし又は縦継ぎ（例えば、フィンガージョイント。この類の総説参照）したものであるかないかを問わない。）連続的に加工を施した木材には、長さの方向に常に一定の横断面を持つものと反復する意匠を浮彫りしたものを含む。この項において「縁」という用語には、端も含まれる。 <u>さねはぎ加工を施した木材は、普通一方の縁に溝が付けられ、他の縁は中心線にそつて凸縁となつている板である。並べて組み立てるときは、一方の板の凸縁は他の板の溝にはめ込まれる。</u> <u>相欠きはぎした板は、一方又は両方の縁をステップ状に切つたものである。</u> <u>面取りした板は、一以上の角を、表面及び縁に対してある角度を付けて長さ方向に除去したものである。</u> この項に含まれる木材で、その他の一般的なものとしては、次のものがある。 (1) 縁を丸くした板 (2) V字継ぎした木材（すなわち、面取りされた縁でさねはぎ加工を施したもの）及び中央V字継ぎした木材（すなわち、板の中央にV字状の溝があり、通常さねはぎ加工を施したもので、縁が面取りされている場合もある。） (3) 玉縁継ぎした木材（すなわち、凸縁と縁の間に一本の単純な玉縁を作つてさねはぎ加工を施した木材）及び中央玉縁継ぎした木材（すなわち、面の中央線に一本の単純な玉縁を作つてさねはぎ加工を施した木材） (4) 玉縁及び縁形：手又は機械により種々の輪郭に成形が施されたストリップ材で、額縁、壁の装飾物、家具、ドア等の製造並びにその他の木工品及び建具などの製造に使用される。 <u>食器棚及び本箱の棚等に使用する切り込みの入つたストリップのように、明らかに家具に組み込まれるものと判断できる木製ストリップは、含まれない（94.03）。</u> （省略） （次葉へ）</p>	

新	旧	備 考
<p>(前葉より)</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(e) (省 略)</p> <p>(f) <u>食器棚及び本箱の棚等に使用する切り込みの入つたストリップのように、明らかに家具に組み込まれるものと判断できる木製ストリップは、含まれない</u> <u>(94.03)。</u></p>	<p>(前葉より)</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(e) (省 略)</p> <p>(新 設)</p>	

新	旧	備 考
<p>44.10 パーティクルボードその他これに類するボード（例えば、オリエンテッドストランドボード及びウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）</p> <p>　　- オリエンテッドストランドボード及びウェファーボード（木材のものに限る。）</p> <p>4410.21 - - 加工してないもの又はやすりかけを超える加工をしてないもの</p> <p>4410.29 - - その他のもの</p> <p>　　- その他のもの（木材のものに限る。）</p> <p>4410.31 - - 加工してないもの又はやすりかけを超える加工をしてないもの</p> <p>4410.32 - - メラミンを染み込ませた紙で表面を被覆したもの</p> <p>4410.33 - - プラスチック製の装飾積層板で表面を被覆したもの</p> <p>4410.39 - - その他のもの</p> <p>4410.90 - その他のもの</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、また積層パネルで次のようなものを含む。</p> <p>(1)~(3) （省 略）</p> <p>この項の物品は、44.09 項に規定する形状に加工され、湾曲され、波形にされ、穴をあけられ、正方形若しくは長方形以外の形状に切断され又は成形されているかいないかを問わず、また、表面、縁又は端が加工され、塗布し若しくは被覆され（例えば、紡織用繊維、プラスチック、ペンキ、紙又は金属による塗布若しくは被覆）又は他のいかなる作用が施されているかいないかを問わず、上記の作用が他の項の物品の重要な特性を付与しない限り、この項に含まれる。</p> <p>（省 略）</p>	<p>44.10 パーティクルボードその他これに類するボード（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）</p> <p>　　- 木材のもの</p> <p>4410.11 - - ウェファーボード（オリエンテッドストランドボードを含む。）</p> <p>4410.19 - - その他のもの</p> <p>4410.90 - その他の木質の材料のもの</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、また積層パネルで次のようなものを含む。</p> <p>(1)~(3) （省 略）</p> <p>この項の物品は、44.09 項に規定する形状に加工され、湾曲され、波形にされ、穴をあけられ、正方形若しくは長方形以外の形状に切断され又は成形されているかいないかを問わず、また、表面若しくは縁が加工され、（例えば、紡織用繊維、プラスチック、ペンキ、紙又は金属により）塗布し若しくは被覆され又は他のいかなる作用が施されているかいないかを問わず、上記の作用が他の項の物品の重要な特性を付与しない限り、この項に含まれる。</p> <p>（省 略）</p>	

新	旧	備 考
<p>44.11 繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。） （省 略） この項の物品は、44.09 項に規定する形狀に加工され、湾曲され、波形にされ、穴をあけられ、正方形若しくは長方形以外の形狀に切断され又は成形されているかいないかを問わず、また、<u>表面、縁又は端が加工され</u>、（例えば、紡織用纖維、プラスチック、ペンキ、紙又は金属により）塗布し若しくは被覆され又は他のいかなる作用が施されているかいないかを問わず、上記の作用が他の項の物品の重要な特性を付与しない限り、この項に含まれる。 （省 略）</p>	<p>44.11 繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により合してあるかないかを問わない。） （省 略） この項の物品は、44.09 項に規定する形狀に加工され、湾曲され、波形にされ、穴をあけられ、正方形若しくは長方形以外の形狀に切断され又は成形されているかないかを問わず、また、<u>表面若しくは縁が加工され</u>、（例えば、紡織用纖維、プラスチック、ペンキ、紙又は金属により）塗布し若しくは被覆され又は他のいかなる作用が施されているかないかを問わず、上記の作用が他の項の物品の重要な特性を付与しない限り、この項に含まれる。 （省 略）</p>	

新	旧	備 考
<p>44.12 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材 (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1)~(3) (省略) (削除)</p> <p>ただし、この項には“glulam”と呼ばれる積層したはり又はアーチのような大きく、重く、かつ、がつしりした製品は含まない(通常44.18)。</p> <p>この項の物品は、44.09項に規定する形状に加工され、湾曲され、波形にされ、穴をあけられ、正方形若しくは長方形以外の形状に切断され又は成形されているかいないかを問わず、また、表面、縁又は端が加工され、塗布し若しくは被覆され(例えば、紡織用繊維、プラスチック、ペンキ、紙又は金属による塗布若しくは被覆)又は他のいかなる作用が施されているかいないかを問わず、上記の作用が他の項の物品の重要な特性を付与しない限り、この項に含まれる。</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 積層木材を平削りすることにより得られる化粧ぱり用単板(44.08) (b)~(e) (省略)</p> <p>号の解説 4412.13、4412.14 及び4412.19</p> <p>当該各号の合板については、たとえ表面が被覆され又は44.12項の解説中「この項の物品は、(以下略)」の段に記された更なる加工を施されても、同号に分類される。</p>	<p>44.12 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材 (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1)~(3) (省略)</p> <p>この項には、また、積層木材を薄く切ることにより得られる木材の薄いシートであつて薄板に使用されるものを含む。</p> <p>ただし、この項には“glulam”と呼ばれる積層したはり又はアーチのような大きく、重く、かつ、がつしりした製品は含まない(通常44.18)。</p> <p>この項の物品は、44.09項に規定する形状に加工され、湾曲され、波形にされ、穴をあけられ、正方形若しくは長方形以外の形状に切断され又は成形されているかいないかを問わず、また、表面若しくは縁が加工され、(例えば、紡織用繊維、プラスチック、ペンキ、紙又は金属により)塗布し若しくは被覆され又は他のいかなる作用が施されているかいないかを問わず、上記の作用が他の項の物品の重要な特性を付与しない限り、この項に含まれる。</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(新設) (a)~(d) (省略)</p> <p>号の解説 4412.13、4412.14 及び4412.19</p> <p>当該各号の合板については、44.12項の解説中「上記パネルには、(以下略)」の段に規定するとおり表面を被覆され又は更なる加工を施されても、同号に分類される。</p>	

新			旧	備 考
熱帯産木材の名称				
I.アフリカ原産の熱帯産木材 (省 略)				
II.その他の熱帯産木材				
(省 略)				
Mahogany (Mogno) マホガニー	(省 略)	(省 略)		
<u>Mandioqueira</u> マンディオケイ ラ	<u>Qualea spp.</u>			
(省 略)				
Palissandre de Rose パリッサンド ルロゼ	(省 略)	(省 略)		
<u>Pau Amarelo</u> パウアマレロ	<u>Euxylophora paraensis</u>			
(省 略)				
Punah ブナ	(省 略)	(省 略)		
<u>Quaruba</u> クアルバ	<u>Vochysia spp.</u>			
(省 略)				
(次葉へ)				
熱帯産木材の名称				
I.アフリカ原産の熱帯産木材 (省 略)				
II.その他の熱帯産木材				
(省 略)				
Mahogany (Mogno) マホガニー	(省 略)	(省 略)		
(新 設)				
(省 略)				
Palissandre de Rose パリッサンド ルロゼ	(省 略)	(省 略)		
(新 設)				
(省 略)				
Punah ブナ	(省 略)	(省 略)		
(新 設)				
(省 略)				
(次葉へ)				

新			旧			備 考
(前葉より)						
Suren スレン	(省 略)	(省 略)	Suren スレン	(省 略)	(省 略)	
Tauari タウアリ	<u>Couratari spp.</u>		(新 設)			
(省 略)			(省 略)			
(省 略)			(省 略)			

新	旧	備 考
<p>第45類 コルク及びその製品 (省 略) 総説 (省 略)</p> <p>最初に剥いだ皮は、バージンコルクといい、堅く、もろく、弾力性がなく、品質も劣り価格も安い。その外面は泡状のものがあつて割れており、内面は黄色がかつて赤い斑点がある。 (省 略)</p>	<p>第45類 コルク及びその製品 (省 略) 総説 (省 略)</p> <p>最初に剥いだ皮は、バージンコルクといい、堅く、もろく、弾力性がなく、品質も劣り価格も安い。その外面は泡状のものがあつて割れており、内面は黄色がかつて赤い斑点がある。 (省 略)</p>	
<p>46.01 さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。）</p> <p>（削 除）</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、コイヤ、サイザル麻の繊維その他これらに類するもので作つた敷物で、綱又は紡織用繊維の織物をもととしたものを含まない（57類）。</p>	<p>46.01 さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品及び組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を織つた物品（シート状のものに限るものとし、敷物、すだれその他の最終製品であるかないかを問わない。）</p> <p>4601.10 - さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、コイヤ、サイザル麻の繊維その他これらに類するもので作つた敷物で、綱又は紡織用繊維をもととしたものを含まない（57類）。</p>	